

第4章 スポーツ施設の関連法令

4-1. 調査実施概要

スポーツ施設の関連法令は、スポーツ施設の設置、施設整備、事業運営において考慮すべきものであることから、この3つの観点で関連法令（法律、政令、省令）を確認した。また、関連法令のうち、スポーツ施設の有効活用を推進する上で影響を与える可能性のある条文については、先進事例調査でのヒアリング、有識者会議での意見を基に該当する条文を抽出し、影響の有無について考察した。

4-2. 関連法令

スポーツ施設には数多くの関連法令があり、設置・施設整備・事業運営時にはこれらの法令に基づいた運用を行う必要がある。施設の設置においては、第2章で論じたように、施設の所管省庁や設置目的に応じた法令が根拠となっている。施設整備の面では、建物自体の安全性などを確保するために、建築基準法や興行場法、消防法等により必要な対応が定められている。事業運営においては、例えば興行時には、火を利用したり、飲食を提供したり、大きな音を出したりと様々なことが想定される。これらの事項に対し、安全性の確保や周囲への配慮などを考慮する必要があり、興行場法や消防法に加え、食品衛生法や屋外広告物法等によって必要な対応が定められている。

スポーツ施設の有効活用を推進する際には、まずはこれらの関連する法令を十分に把握することが重要である。以下、本調査にて整理した関連法令を示す（図表4-1参照）。

【図表 4-1 主なスポーツ施設関連法令】

対象法令（上段：法律、下段：政令、省令）	設置	施設整備	事業運営
学校教育法 学校教育法施行令、学校教育法施行規則、学校設置基準	○	○	○
スポーツ基本法 スポーツ基本法施行令	○		
社会教育法 社会教育法施行令	○		
地方自治法 地方自治法施行令、地方自治法施行規程、地方自治法施行規則	○		○
身体障害者福祉法 身体障害者福祉法施行令、身体障害者福祉法施行規則	○		
都市公園法 都市公園法施行令、都市公園法施行規則	○	○	○
道路法 道路法施行令、道路法施行規則	○	○	○
国有林野の管理経営に関する法律 国有林野の管理経営に関する法律施行令、 国有林野の管理経営に関する法律施行規則	○		
自然公園法 自然公園法施行令、自然公園法施行規則	○	○	○
都市計画法 都市計画法施行令、都市計画法施行規則	○		
建築基準法 建築基準法施行令、建築基準法施行規則	○	○	
興行場法 興行場法施行規則		○	○
消防法 消防法施行令、消防法施行規則		○	○
食品衛生法 食品衛生法施行令、食品衛生法施行規則			○
屋外広告物法 屋外広告物法、屋外広告物法施行規則			○

※ 施設の設置、施設整備、事業運営の状況によって他の法令も関係する可能性がある

4-3. 各法令の条文

スポーツ施設の有効活用を推進する上で影響を与える可能性のある条文について、先進事例調査でのヒアリング、有識者会議での意見を基に該当する条文を抽出し、考察した。

条文を確認すると、その多くは「(都道府県、市町村の) 条例で定める」「(都道府県知事、市長、区長の) 許可を受ける」といった趣旨の内容が記載されており、禁止や制限を明確に定めてはいない(図表4-2参照)。つまり、法令による規制はなく、地方公共団体にその判断を委ねていると解釈できる。そのため、事業者は各地方公共団体が定める条例の該当箇所を確認する必要がある。

【図表4-2 各法令の条文】

類型	有効活用推進の観点	法令	条文内容	関連条文
施設整備	興行用の設備基準	興行場法	<p>第二条 業として興行場を営もうとする者は、<u>都道府県知事の許可</u>を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、興行場の設置の場所又はその構造設備が<u>都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。)</u>の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては、都道府県知事は、理由を付した書面をもって、その旨を通知しなければならない。</p> <p>第三条 営業者は、興行場について、換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の措置の基準については、<u>都道府県が条例</u>で、これを定める。</p>	<p>§5 状況の検査</p> <p>§6 許可の取り消し、営業停止</p>
	火を利用する施設の設置(飲食店・屋台、温浴施設等)	消防法	<p>第九条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い<u>市町村条例</u>でこれを定める。</p>	<p>消防法施行令</p> <p>§5 対象火気設備等の位置、構造及び管理に関する条例の基準</p>
事業運営	飲食の提供	食品衛生法	<p>第五十二条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、<u>都道府県知事の許可</u>を受けなければならない。</p>	<p>食品衛生法</p> <p>§56 許可の取り消し、営業停止</p> <p>食品衛生法施行令</p> <p>§35 営業の指定</p> <p>食品衛生法施行規則</p> <p>§67 申請書の提出</p>
	イベント時の屋外広告	屋外広告物法	<p>(広告物の表示等の禁止)</p> <p>第三条 <u>都道府県</u>は、<u>条例</u>で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。</p>	<p>§6 景観計画との関係</p> <p>§7 違反に対する処置</p>
			<p>(広告物の表示等の制限)</p> <p>第四条 <u>都道府県</u>は、<u>条例</u>で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置(前条の規定に基づく<u>条例</u>によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。)について、<u>都道府県知事の許可</u>を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。</p>	
<p>(広告物の表示の方法等の基準)</p> <p>第五条 前条に規定するもののほか、<u>都道府県</u>は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、<u>条例</u>で、広告物(第三条の規定に基づく<u>条例</u>によりその表示が禁止されているものを除く。)の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件(同条の規定に基づく<u>条例</u>によりその設置が禁止されているものを除く。)の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。</p>				

※ 施設の設置、施設整備、事業運営の状況によって他の法令も関係する可能性がある

4-4. 条例

本節では、法令で「条例で定める」としている「興行場法」「消防法」「屋外広告物法」に紐づく3つの条例（「興行場法施行条例」「火災予防条例」「屋外広告物条例」）について、人口規模が同程度の3市⁴を対象として条例の内容を比較した（図表4-3、4-4、4-5参照）。

結果、基本的な条例の内容は各地方公共団体間で大きな違いはなかった。

一方で、施設の設計や興行などにおいて地方公共団体の対応が異なるケースがある。例えば、スタジアムグルメにおける火を利用する店舗・屋台の設置や営業の可否である。あるスタジアムやその周辺ではその場で火を使って調理した食事を提供できるが、別のスタジアムでは調理済みの食事提供のみしか許認可が下りないといった状況が発生している。

このような対応の違いには、特例規定の判断が関わっていると考えられる。スポーツ施設の整備・運用に制限を設けている条文であっても、一般的には条例内に特例規定等が設けられている。つまり、各種の取り組みに対して、一律に制限が設けられているのではなく、特例の対象とするかどうかの判断が行われ、その可否が許認可を取得するための要素の一つになっている。

地方公共団体は、事業者からの提案に対し、安全性、公共性、公平性、継続性や環境面での配慮等、多様な観点で確認を行い、可否を判断していると考えられる。そのため、こういった観点が十分に配慮されていないと特例の対象にはなりにくいと推察される。結果、許認可が下りないケースが発生しているものと考えられる。

新しい取り組みを推進していくためには、地方公共団体と事業者が歩み寄れる環境の形成が重要である。地方公共団体は「事業者が関連法令や必要な観点を踏まえた提案が行えるように、前提となる情報を整備、提供」し、事業者は「提供された情報を踏まえた上で提案内容を熟考」する。提案された内容に対して、地方公共団体は「スポーツの公共性を認識した上で、一律に制限するのではなく、案件ごとに解決すべき課題や着地点を事業者と検討していく」といったように、両者が考え方を転換し、協力し合っていくことが必要である。

なお、条例を改正することでこのような制約を軽減する考え方もあるが、元々条例は地域の実情を踏まえた上で議会において制定されているものであり、様々な観点での検討が実施され、制定に至っている。そのため、改正に向けても様々な観点を考慮した上で、議会や世論の同意が得られるスポーツの機運の醸成等が重要と考える。

⁴ 人口規模は100万人とした。第3章で調査対象とした2市に、同じく100万人規模の1市を追加し、3市での比較とした。

【図表 4-3 興行場法施行条例】

A市

(興行場の設置場所の基準)

第二条 法第二条第二項に規定する興行場の設置の場所に関する公衆衛生上必要な基準は、次のとおりとする。

- 一 公衆衛生上著しい危害の生ずるおそれのない場所であること
- 二 周囲には、採光及び換気に支障がないような空間を設けること。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(興行場の構造設備の基準)

第三条 法第二条第二項に規定する興行場の構造設備に関する公衆衛生上必要な基準は、次のとおりとする。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、第一号へ及び第二号の規定は、適用しない。

- 一 興行場全般の構造設備は、次によること
 - イ 十分な耐久性を有する材料で造られ、かつ、清掃及び排水が容易に行える構造であること
 - ロ 外部に開放されている窓、給気口、排気口等には、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するための金網等を設けること
 - ハ 入場者が容易に移動及び避難ができる広さを有すること
 - ニ 天井は、必要に応じ十分な高さを有すること
 - ホ 入場者のサービスの用に供する座布団等を使用する施設には、清潔で衛生的な専用の保管設備を設けること
 - ヘ 十分な清掃用具を備え、かつ、清潔で衛生的な専用の保管設備を設けること
 - ト 入場者の利用しやすい場所に、清潔で衛生的なごみ箱を備え、適当な場所にごみ集積所を設けること
 - チ 入口には、靴等に付着する泥土を除去するためのマット、敷物等を置くこと
 - 二 換気又は照明に係る構造設備は、次によること
 - イ 入場者が利用する場所(喫煙所(専らたばこを吸う用途に供されるための区域をいう。以下同じ。)を除く。)には、市長が定める基準に適合するように、機械換気設備(空気を浄化し、その流量を調節して供給(排出を含む。))をすることができる設備をいう。ロにおいて同じ。)又は空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給(排出を含む。))をすることができる設備をいう。ロにおいて同じ。)を設けること
 - ロ 喫煙所を設ける場合には、たばこの煙が当該喫煙所外の入場者が利用する場所に流出しない構造とし、かつ、当該喫煙所内に専用の機械換気設備又は空気調和設備を設けること
 - ハ 入場者の衛生及び興行に支障のないよう市長が定める照度を満たす機能を備えた照明設備を設けること
- 三 客席部(興行を見せ、又は聞かせるため入場者が利用する場所をいう。第五条において同じ。)の構造は、次によること
 - イ ロビー、便所等と隔壁等により区画されていること
 - ロ 市長が定めるところにより、通路及びいす席、座り席又は立ち席を設けること
 - ハ 舞台と明確に区分されていること
- 四 便所は、各階ごとに、かつ、入場者が利用しやすい場所に設け、次に掲げる要件を備えること
 - イ 男性用と女性用に区別されていること
 - ロ 床面及びこれから一メートルの高さまでの内壁(腰張りを含む。)は、不浸透性の材料を用いて作られ、かつ、清掃が容易に行える構造であること
 - ハ 市長が定める数の便器を有し、その材質は陶磁器その他不浸透性のものであること
 - ニ 流水式の手洗い設備を有すること

第四条 法第三条第二項の規定により条例で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 興行場全般の衛生上必要な措置は、次によること
 - イ 興行場及びその周囲は、必要に応じて補修を行い、常に清潔にし、衛生上支障のないようにすること
 - ロ ねずみ、昆虫等を駆除するため、六月以内ごとに一回、巡回点検を実施し、その結果に基づき、駆除作業その他の必要な措置を講ずるとともに、当該点検及び措置の記録を二年間保存すること

- ハ 二月以内ごとに一回、適切な方法で消毒を実施し、その記録を二年間保存すること
- 二 換気又は照明に係る衛生上必要な措置の基準は、次によること
- イ 営業中は、換気を十分に行うこと
- ロ 換気設備及び照明設備は、定期的に保守点検し、機能が低下しないように適正に管理すること
- 三 清潔その他衛生上必要な措置の基準は、次によること
- イ ごみその他の廃棄物は、適切に処理すること
- ロ 喫煙所を設けない場合には、入場者が利用する場所は、禁煙とすること
- ハ 禁煙及び喫煙所である旨の表示並びにごみ箱の設置場所の表示は、入場者に見えるように掲示すること
- ニ 従業者に、次に掲げる事項を遵守させること
 - (1) 衣服は、常に清潔に保つこと
 - (2) 感染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者は、業務に従事しないこと。ただし、医師の診断により業務に従事することにつき衛生上支障がない場合は、この限りでない。
- ホ 興行場の適正な衛生管理のため、常に従業者の教育に努めること

(構造設備等の基準の特例)

第五条 市長は、客席部が屋外に面している等特殊な理由がある場合には、興行場の特性に応じ、公衆衛生上支障がないと認める範囲で前二条に規定する基準を適用しないことができる。

B 市

第2条 法第2条第2項に規定する条例で定める基準のうち興行場の設置の場所に係るものは、排水、換気及び採光が十分に行える場所等入場者の衛生に支障がない場所に設置することとする。

2 法第2条第2項に規定する条例で定める基準のうち興行場の構造設備に係るものは、次のとおりとする。

- (1) 興行場は、十分な耐久性を有する材料で築造し、喫煙できる場所の床面は、不燃材料又は難燃性を有する材料で築造する等の適当な不燃措置を講じたものであること。
- (2) 興行場の床面は、コンクリート等の不浸透性材料で覆い、又は地盤面からおおむね0.45メートル以上の高さに保つ等の防湿上有効な措置を講じたものであること。
- (3) 興行場は、清掃及び排水が容易に行える構造であること。
- (4) 興行場のうち、興行を見聞きするため入場者が利用する場所(以下「観覧室」という。)は、舞台等の興行に直接関係する場所を除き、食堂、ロビー、便所、売店等と隔壁等により区画されるものであること。
- (5) 食堂、売店又は食品販売設備は、便所の付近その他不潔な場所に設けられていないこと。ただし、手洗場所等の前室を設けた水洗便所であって衛生上支障がない場合は、この限りでない。
- (6) 興行場に入場者の使用に供する座布団等を備える場合は、清潔かつ衛生的に保管できる設備が設けられていること。
- (7) 興行場には、適当な数の清掃用具及び必要に応じ散水用具が備えられ、これらを清潔かつ衛生的に保管できる専用の設備が設けられていること。
- (8) 観覧室、食堂、ロビー等の入場者が利用する場所(以下「場内」という。)には、汚液(汚水を含む。)が流出し、又はごみ等が飛散しない構造の適当な数のごみ箱が置かれていること。
- (9) 観覧室は、入場者の出入り、着席及び移動が容易に行えることのほか、入場者の見聞きに支障がない構造設備とし、その出入口及び観覧席は、衛生上支障がない配置及び構造とすること。
- (10) 喫煙室又は喫煙所(以下「喫煙室等」という。)は、次によること。
 - ア 興行場の各階には、少なくとも喫煙室等が1箇所以上設けられていること。ただし、興行場の全部又は一部の階で全面的に喫煙が禁止されている場合は、当該階については、この限りでない。
 - イ 喫煙室等は、入場者の定員に応じた広さを有すること。
 - ウ 喫煙室等は、たばこの煙が観覧室に流入しない構造であること。
- (11) 興行場には、内部の汚染した空気を排除する等衛生的な環境を確保するため、適正な機械換気設備(空気を浄化するとともに、その流量を調節して空気の供給及び排出をすることができる設備をいう。)又は空気調和設備(空気を浄化するとともに、その温度、湿度及び流量を調節して空気の供給及び排出をすることができる設備をいう。)が設けられていること。
- (12) 照明設備は、次によること。

ア 興行場には、入場者の衛生を確保するとともに、興行に支障がないようにするため、適当な照明機能を有する照明設備が設けられていること。

イ 観覧室には、映写中又は演劇中であっても、床面において照度不足が生じないよう照明設備が設けられていること。

(13) 便所は、次によること。

ア 興行場の各階には、男性用及び女性用に区分した適当な数の便所が設けられ、入場者に便所の位置が明らかに分かるよう表示してあること。

イ 便所の出入口は、直接観覧室から出入りすることができない構造であること。ただし、手洗場所等の前室を設けた水洗便所であって衛生上支障がない場合は、この限りでない。

ウ 便所は、水洗便所であること。ただし、やむを得ない場合で、くみ取便所等の窓その他の開口部に昆虫の侵入を防止するための網戸その他これに類する設備を設けるときは、この限りでない。

エ 便所には、清浄な水を供給できる適当な数の流水式による手洗いの設備が設けられていること。

オ 便所の床面及び床面から1メートルの高さまでの内壁は、不浸透性材料を用いて築造されたものであること。

カ 清掃が容易に行える構造であること。

第3条 法第3条第2項に規定する条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 興行場の周囲は、毎日清掃し、必要に応じ補修を行う等衛生上支障がないようにすること。

(2) 興行場及びその設備は、毎日清掃し、必要に応じ補修を行う等衛生上支障がないようにすること。

(3) ねずみ及び昆虫を防除するため、定期的に巡回点検及び防除作業を実施すること。

(4) 場内は、定期的に消毒すること。

(5) 前2号に規定する防除作業又は消毒を行ったときは、その都度実施記録を作成し、当該記録を作成の日から2年間保管すること。

(6) 設備及び器具は、定期的に保守点検を行い、常に適正に使用できるよう整備すること。

(7) 食堂、売店又は食品販売設備は、常に清潔かつ衛生的に保つこと。

(8) 清掃用具及び散水用具は、専用の設備に保管し、当該設備は、適切に清掃を行い、常に衛生的に保つこと。

(9) 入場者の使用に供する座布団等は、常に清潔かつ衛生的に保つこと。

(10) ごみその他の廃棄物は、適切に搬出し、興行場内に放置しないこと。

(11) 便所は、常に清潔に保つとともに、防臭措置を講ずること。

(12) 換気設備の管理は、次によること。

ア 換気設備は、定期的に保守点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備すること。

イ 屋内の興行場において行う映写、演劇、音楽演奏、競技、演芸又は見せ物の1回の興行が長時間にわたるときは、場内の環境を公衆衛生上良好な状態に保つため、おおむね2時間30分を超えない時間ごとに10分間以上の休憩時間を設け、換気を十分に行うこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 映画の興行において映写時間が2時間30分を超えるフィルムを映写する場合で、そのフィルムの1回の映写の前後に十分な換気を行うとき。

(イ) 興行の時間中も常に十分な換気が行われ、衛生上支障がない場合

(13) 照明設備の管理は、次によること。

ア 照明設備は、定期的に保守点検し、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。

イ 興行場内の照度は、照明設備の機能どおりに適正に保ち、低下させないよう照明設備を適切に清掃するとともに、常に清潔に保つこと。

(14) 喫煙室等以外の場所における喫煙を禁止すること。

(15) ごみ等場内を不潔にするおそれのあるものは、ごみ箱以外の場所に投棄してはならない旨の表示を場内の適当な場所に掲示すること。

(16) 従業員のうち、感染のおそれのある疾病にかかっている者及びその疑いがある者は、興行場内における業務に従事させないこと。ただし、医師の診断により支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(基準の緩和等)

第4条 市長は、屋外に観覧席を有する興行場、季節的又は一時的に仮設する興行場その他特別の理由があると認める興行場については、公衆衛生上支障がない範囲内において、前2条に規定する基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

C市

(設置の場所の基準)

第二条 法第二条第二項の規定による興行場の設置の場所は、排水が良好な場所、防湿上有効な措置が講じられている場所等入場者の衛生に支障を来すおそれのない場所とする。

(構造設備の基準)

第三条 法第二条第二項の規定による興行場の構造設備の基準は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、野球場、競技場、競馬場その他屋外で興行を行う常設の興行場、一時的に施設を仮設して興行を行う興行場又は学校、公民館その他興行以外の目的で設置された施設を使用して臨時的に興行を行う興行場であつて、知事が公衆衛生上支障がないと認めるものについては、この基準の一部を適用しないことができる。

一 観覧場

イ 舞台等の興行に直接関係する場所を除き、食堂、ロビー、便所、売店等とは隔壁等により区画されていること。

ロ 入場者の移動並びに清掃及び消毒が容易にできる構造であること。

ハ 適当な数及び広さの観覧席が設けられていること。

ニ 入場定員数に応じた適当な数及び広さの出入口を有すること。

ホ 観覧場の汚染された空気の排除並びに温度及び湿度の調整を行うための適正な機械換気設備又は空気調和設備が設けられていること。

二 便所

イ 男女別に区画されていること。

ロ 男子用大便器は収用定員二百人につき一個以上、男子用小便器は収用定員百人につき一個以上、女子用便器は収用定員百人につき一個以上設けられていること。

ハ 便器は、陶磁器等の不浸透性の材料で造られていること。

ニ 便所は、水洗式であること。ただし、施設の敷地内又はその付近に下水道その他これに類する排水施設がない場合は、この限りでない。

ホ 流水式の手洗設備が設けられていること。

ヘ 防虫及び防臭のための設備が設けられていること。

三 その他

イ 観覧場、廊下、階段、便所等には、適当な照度を有する照明設備が設けられていること。

ロ 観覧場、売店、食堂、便所等の床面は、コンクリート等で覆うなど防湿可能な構造であること。

ハ 売店等の付近には、適当な数の流水式手洗設備が設けられていること。

ニ 興行場内には、適当な数のくず入れが備えられていること。

(換気等の措置の基準)

第四条 法第三条第二項の規定による興行場の換気等の措置の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一 換気

イ 機械換気設備及び空気調和設備は、常にその機能を有効に保ち、かつ、有効に作動させること。

ロ 観覧場における空気環境は、次のとおりとすること。

(1) 炭酸ガス濃度は、〇・一五パーセント以下

(2) 浮遊粉じん量は、一立方メートル当たり〇・二ミリグラム以下

二 照明

イ 照明設備は、定期的に保守点検し、その機能を有効に保つこと。

ロ 入場者が利用する場所においては、照度二十ルクス以上とすること。ただし、演技又は映写中のため特に照度を下げる必要がある場合においては、床面において照度〇・二ルクス以上とすること。

三 防湿

排水設備等の機能を有効に保ち、防湿に努めること。

四 清潔

観覧場、売店、食堂、便所等は、毎日清掃するなど、常に清潔で衛生的に保つこと。

五 その他の衛生上の措置

イ 伝染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者を業務に従事させないこと。

ロ 衛生に関する業務に係る責任者を定めて置くこと。

(第二条、第四条に関する特例はないが、条例で定めているのは必要最低限の基準であり、興行場の施設整備や事業運営を不必要に規制するものではない)

【図表 4-4 火災予防条例】

A市

第三章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第一節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

(中略)

(ふろがま)

第三条の二 ふろがまの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 液体燃料又は気体燃料を使用するふろがまにあつては、空だきをした場合において自動的に燃焼を停止できる装置を設けること

二 液体燃料を使用するふろがまにあつては、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けること

三 かま内にすすが付着しにくく、かつ、目詰まりしにくい構造とすること

2 前項に規定するもののほか、ふろがまの位置、構造及び管理の基準については、前条(第一項第十一号、第十二号、第十四号及び第十六号を除く。)の規定を準用する。

(中略)

(厨房設備)

第十条の二 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備(以下「厨房設備」という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 厨房設備に附属する排気ダクト及び天がい(以下「排気ダクト等」という。)は、次によること

イ 排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造ること。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ロ 排気ダクト等の接続は、フランジ接続、溶接等とし、気密性のある接続とすること

ハ 排気ダクト等は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に火災予防上安全な距離を保つこと。ただし、金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない。

ニ 排気ダクトは、十分に排気を行うことができる構造とすること

ホ 排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途のダクト等と接続しないこと

ヘ 排気ダクトは、曲り及び立下りの箇所を極力少なくし、内面を滑らかに仕上げること

二 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天がいは、次によること

イ 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置(以下「グリス除去装置」という。)を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天がいから屋外へ直接排気を行う構造のものにあつては、この限りでない。

ロ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ハ 排気ダクトへの火炎の伝走を防止する装置(以下「火炎伝走防止装置」という。)を設けること。た

だし、排気ダクトを用いず天がいから屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ニ 次に掲げる厨房設備に設ける火炎伝走防止装置は、自動消火装置とすること

(イ) 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。)別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十六)項イ、(十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が三百五十キロワット以上のもの

(ロ) (イ)に掲げるもののほか、高さ三十一メートルを超える建築物に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が三百五十キロワット以上のもの

三 天がい、グリズ除去装置及び火炎伝走防止装置は、容易に清掃ができる構造とすること

四 天がい及び天がいと接続する排気ダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること

2 前項に規定するもののほか、厨房設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条(第一項第十一号、第十二号及び第十四号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「入力」とあるのは、「当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計」と読み替えるものとする。

(後略)

(基準の特例)

第十九条の三 この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防局長が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況からこの節の規定による基準によらなくとも火災予防上支障がないと認めるとき又は特殊の設備を用いることによりこの節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときは、適用しない。

B市

第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

(中略)

(ふろがま)

第3条の2 ふろがまの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) かま内にすすが付着しにくく、かつ、目詰まりしにくい構造とすること。

(2) 気体燃料又は液体燃料を使用するふろがまには、空だきをした場合に自動的に燃焼を停止できる装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、ふろがまの位置、構造及び管理の基準については、前条(第1項第1号及び第12号を除く。)の規定を準用する。

(中略)

(厨房設備)

第3条の4 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備(以下「厨房設備」という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋(以下「排気ダクト等」という。)は、次によること。

ア 排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造ること。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

イ 排気ダクト等の接続は、フランジ接続、溶接等とし、気密性のある接続とすること。

ウ 排気ダクト等は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に10センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない。

エ 排気ダクトは、十分に排気を行うことができるものとする。

オ 排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途のダクト等と接続しないこと。

カ 排気ダクトは、曲がり及び立下りの箇所を極力少なくし、内面を滑らかに仕上げる。

(2) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は、次によること。

ア 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置(以下「グリス除去装置」という。)を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋がいから屋外へ直接排気を行う構造のものにあつては、この限りでない。

イ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ウ 排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置(以下「火炎伝送防止装置」という。)を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋がいから屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

エ 次に掲げる厨房設備に設ける火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。

(ア) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16)の2項及び(16)の3項に掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上のもの

(イ) (ア)に掲げるもののほか、高さ3.1メートルを超える建築物に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上のもの

(3) 天蓋がい、グリス除去装置及び火炎伝送防止装置は、容易に清掃ができる構造とすること。

(4) 天蓋がい及び天蓋がいと接続する排気ダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。

2 前項に規定するもののほか、厨房設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号から第14号までを除く。)並びに第9条第1号及び第4号の規定を準用する。この場合において、第3条第3項の規定中「入力」とあるのは、「当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が」と読み替えるものとする。

(後略)

第18条の2 この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防長が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

C市

第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

(中略)

(ふろがま)

第4条 ふろがまの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) かま内にすすが付着しにくく、かつ、目詰まりしにくい構造とすること。

(2) 気体燃料又は液体燃料を使用するふろがまには、空だきをした場合に自動的に燃焼を停止できる装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、ふろがまの位置、構造及び管理の基準については、前条(第1項第11号及び第12号を除く。)の規定を準用する。

(中略)

(厨房設備)

第6条 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備(以下「厨房設備」という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋(以下「排気ダクト等」という。)は、次によること。

ア 排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造ること。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

イ 排気ダクト等の接続は、フランジ接続、溶接等とし、気密性のある接続とすること。

ウ 排気ダクト等は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に10センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない。

エ 排気ダクトは、十分に排気を行うことができるものとする。

オ 排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途のダクト等と接続しないこと。

カ 排気ダクトは、曲り及び立下りの箇所を極力少なくし、内面を滑らかに仕上げる。

(2) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は、次によること。

ア 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置(以下「グリス除去装置」という。)を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のものにあつては、この限りでない。

イ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ウ 排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置(以下「火炎伝送防止装置」という。)を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

エ 次に掲げる厨房設備に設ける火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。

(ア) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上のもの

(イ) (ア)に掲げるもののほか、高さ31メートルを超える建築物に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上のもの

(3) 天蓋、グリス除去装置及び火炎伝送防止装置は、容易に清掃ができる構造とすること。

(4) 天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。

2 前項に規定するもののほか、厨房設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第11号から第13号までを除く。)の規定を準用する。この場合において、第3条第3項の規定中「入力」とあるのは、「当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が」と読み替えるものとする。

(基準の特例)

第26条 この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防長が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

【図表 4-5 屋外広告物条例】

A市

(禁止地域等)

第四条 次の各号に掲げる地域又は場所においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- 一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定により定められた第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域で市長が指定する地域並びに第一種低層住居専用地域及び風致地区
- 二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する地域並びに同法第九十条第一項若しくは第二項の規定により指定され、又は同法第一百条第一項の規定により仮指定された地域
- 三 文化財保護条例(昭和五十年XX県条例第四十九号)第三条第一項又は第二十二條第一項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する地域並びに同条例第三十二條第一項の規定により指定された地域で市長が指定するもの
- 四 A市文化財保護条例(昭和三十七年A市条例第二十七号)第五条第一項又は第二十二條第一項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する地域並びに同条例第二十七條第一項の規定により指定された地域で市長が指定するもの
- 五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項第十一号の目的を達成するため同項の規定により指定された保安林の地域(市長が指定する区域を除く。)
- 六 自然環境保全条例(昭和四十七年XX県条例第二十五号)第十二條第一項又は第二十三條第一項の規定により指定された地域(市長が指定する区域を除く。)
- 七 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第五条第二項の規定により指定された区域(市長が指定する区域を除く。)
- 八 県立自然公園条例(昭和三十四年XX県条例第二十号)第三条第一項の規定により指定された区域(市長が指定する区域を除く。)
- 九 道路、鉄道、軌道及び索道(以下「道路等」という。)で市長が指定するもの
- 十 道路等から展望することができる地域で市長が指定するもの
- 十一 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園の区域
- 十二 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定するもの
- 十三 官公署、学校、図書館、公民館、博物館、美術館、体育館、変電所、公衆便所その他市長が指定する公共施設の敷地内
- 十四 古墳、墓地、火葬場及び葬祭場
- 十五 社寺、仏堂及び教会の境域
- 十六 XX川の清流を守る条例(昭和四十九年A市条例第三十九号)第八条第一項第一号に規定する環境保全区域
- 十七 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めて指定する地域又は場所

(禁止物件)

第五条 次の各号に掲げる物件に広告物等を表示し、又は設置してはならない。ただし、第五号に掲げる物件に規則で定める広告物等を表示し、又は設置するときは、この限りでない。

- 一 橋りょう、トンネル、高架構造物及び道路の分離帯
- 二 道路等の擁壁
- 三 街路樹及び路傍樹
- 四 信号機、道路標識、パーキング・メーター、道路上のさく、駒止め、里程標及び道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第二項第四号に規定する道路情報管理施設
- 五 電力柱、電信電話柱、街路灯柱、軌道柱及び消火栓標識柱
- 六 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- 七 郵便ポスト及び電話ボックス
- 八 送電塔、路上変電塔及び送受信塔
- 九 彫塑、銅像、神仏像及び記念碑
- 十 煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク
- 十一 道路上に設置する変圧器及び配電器
- 十二 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めて指定する物件

2 次の各号に掲げる物件には、はり紙、はり札等、広告旗又は立て看板等を表示し、又は設置してはならない。

- 一 地下鉄及び地下道の上屋
- 二 アーチの支柱及びアーケードの支柱その他これらに類するもの
- 三 バス停留所の上屋

(特例許可)

第十二条 市長は、公益上特にやむを得ないと認めるときは、第四条又は第五条の規定にかかわらず、審議会の意見を聴いて広告物等の表示又は設置を許可することができる。

(禁止広告物等)

第六条 次の各号に掲げる広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- 一 形状、色彩、意匠その他表示の方法が良好な景観又は風致を著しく害するもの
- 二 汚染、退色又は塗料等のはく離の程度の著しいもの
- 三 著しく破損し、又は老朽したもの
- 四 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 五 信号機、道路標識等に類似し、これらの効用を妨げるおそれのあるもの
- 六 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(第六条に関する特例はないが、条例で定めている項目は必要最低限の基準であり、表示の方法を不必要に規制するものではない)

B市

(禁止地域等)

第4条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、景観地区及び風致地区のうち市長が指定する区域
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する範囲内にある地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (3) XX県文化財保護条例（昭和51年XX県条例第3号）第3条第1項又は第29条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する範囲内にある地域並びに同条例第36条第1項の規定により指定された地域で市長が指定するもの
- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため指定された保安林のある地域のうち市長が指定する区域
- (5) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4章の規定により指定された自然環境保全地域（市長が指定する区域を除く。）
- (5)の2 XX県自然環境保全条例（昭和47年XX県条例第63号）第3章又は第4章の規定により指定された県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域のうち市長が指定する区域
- (6) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定により指定された保存樹林のある地域
- (7) 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間（休憩所又は給油所の存する区域として市長が指定する区域を除く。）並びに道路（道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路のうち高速自動車国道及び自動車専用道路を除いたものをいう。）、鉄道、軌道及び索道のうち市長が指定する区間
- (8) 道路、鉄道、軌道及び索道から展望することができる地域のうち市長が指定する区域
- (9) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- (10) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、公衆便所その他市長が指定する公共施設の建造物及びその敷地
- (11) 古墳、墓地、火葬場及び葬祭場
- (12) 社寺、仏堂及び教会並びにこれらの境域
- (13) その他市長が良好な景観又は風致を維持するため特に必要があると認めて指定する地域又は場所

(禁止物件)

第5条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
 - (2) 公共物たる石垣及び擁壁
 - (3) 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹
 - (4) 信号機、警報機、道路標識、道路上の柵、駒止めその他これらに類するもの
 - (5) 郵便ポスト、電話ボックス、路上変圧器その他これらに類するもの
 - (6) 送電塔及び照明塔
 - (7) 銅像、神仏像、記念碑、慰霊碑その他これらに類するもの
 - (8) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
 - (9) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- 2 次に掲げる物件には、はり紙、はり札、広告旗又は立看板を表示してはならない。
- (1) 電柱、街灯柱その他これらに類するもの
 - (2) アーチ及びアーケードの支柱その他これらに類するもの

(適用除外)

第6条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、前3条の規定は、適用しない。

(中略)

(4) 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する広告物又はこれを掲出する物件

(中略)

4 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条及び第4条の規定は、適用しない。

(中略)

(6) その他市長が適当と認めて指定する広告物又は掲出物件

(後略)

(禁止広告)

第8条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機、道路標識等に類似し、又は これらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(第六条に関する特例はないが、条例で定めている項目は必要最低限の基準であり、表示の方法を不必要に規制するものではない)

C市

第3条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、風致地区又は生産緑地地区
- (2) 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第2条第2項に規定する市民農園の区域
- (3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲の地域で市長が指定する地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第1

10条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域

(4) XX県文化財保護条例（昭和30年XX県条例第46号）第5条第1項又は第26条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲の地域で市長が指定する地域並びに同条例第31条の規定により指定された地域

(5) C市文化財保護条例（平成13年C市条例第137号）第8条第1項又は第30条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲の地域で市長が指定する地域並びに同条例第39条の規定により指定された地域で市長が指定する地域

(6) 道路及び鉄道等（鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。）の市長が指定する区間

(7) 道路及び鉄道等から展望することができる地域で、市長が指定する区域

(8) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域

(9) 河川及び湖沼並びにこれらの付近の地域で、市長が指定する区域

(10) 駅前広場及びその付近の地域で市長が指定する区域

(11) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地

(12) 博物館、美術館及び病院の建造物並びにその敷地で、規則で定めるもの

(13) 古墳及び墓地並びにこれらの周囲の地域で市長が指定する区域

(14) 社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境域

（許可の基準）

第10条 第6条の許可の基準は、規則で定める。ただし、市長は、第3条に規定する地域又は場所以外の地域又は場所で、活力ある町並みを維持する上で広告物が特に重要な役割を果たしていると認める区域があるときは、当該区域を広告物活用地区として指定し、当該広告物活用地区の状況に応じた別の基準を定めることができる。

（許可の特例）

第11条 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前条の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ない理由があると認めるときは、別に定めるC市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、許可をすることができる。

（禁止広告物）

第9条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

(1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの

(2) 著しく破損し、又は老朽したもの

(3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの

(4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの

(5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

（第9条に関する特例はないが、条例で定めている項目は必要最低限の基準であり、表示の方法を不必要に規制するものではない）

4-5. その他の法令

「4-3. 各法令の条文」と「4-4. 条例」では、地方公共団体に禁止・制限事項等の判断を委ねていると解釈できる法令を挙げた。本節では、法令そのものがスポーツ施設を有効活用する上で影響を与える可能性のあるケースについて、先進事例調査でのヒアリング、有識者会議での意見を基に該当する条文を抽出し、影響の有無について考察した。

(1) 都市計画法

都市計画法では、都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業等が定められており、スポーツ施設を設置しようとした場合、設置場所は商業地域等に限られ、住居専用地域や住居地域では建設できない可能性が高いといえる。しかしながら、地方公共団体が都市計画そのものを変更すれば建設できるため、スポーツ施設の建設を制限するものではないと考えられる（図表4-6参照）。

【図表4-6 都市計画法】

類型	有効活用推進の観点	法令	条文内容	関連条文
施設整備	スポーツ施設の建設	都市計画法	(目的) 第一条 この法律は、 <u>都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めること</u> により、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	§8 地域地区 §29- §33 開発許可

(2) 建築基準法

建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準が定められており、建ぺい率、容積率、斜線規制、日陰規制等によるスポーツ施設の建設に対する制約があるが、スポーツ施設の設置が認められている商業地域等は他の地域よりこれらの規制は緩いといえる。施設の設置段階で必要な対応を行うことになるが、これはスポーツ施設の建設や施設の有効活用のための設計を不必要に規制するものではないと考えられる（図表4-7参照）。

また、同法の単体規定は、構造、屋根、壁等に関する建築物単体の安全性を確保するための規制であり、施設の設計段階で必要な対応を行うことになるが、これも施設の有効活用のための設計を不必要に規制するものではないと考えられる。

客席の勾配や出口の数等については、条例で定められており、(前述した)他の条例と同様、地方公共団体に禁止・制限事項の判断を委ねていると解釈できる。

【図表4-7 建築基準法】

類型	有効活用推進の観点	法令	条文内容	関連条文
施設整備	スポーツ施設の建設	建築基準法	(目的) 第一条 この法律は、 <u>建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて</u> 、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。	§48 用途地域等 §19- §42 単体規定 (構造、耐火等) §52 容積率 §53 建ぺい率 §56、 §56-2 斜線規制、日陰規制

(3) 都市公園法

都市公園法では、都市公園の効用を全うするために設けられる施設の一つとして運動施設が規定されている。この運動施設として、野球場、陸上競技場、サッカー場等が列挙され、地方公共団体はこの法令に基づいて都市公園内に運動施設を設置することができる。

つまり、都市公園における運動施設の位置付けは、あくまで「公園の効用を全うするために設けられる施設の一つ」であり、同法令は、都市公園内にスポーツ施設を設置することを促すものではなく、逆に、都市公園以外にスポーツ施設を設置することを妨げたりするものでもないと考えられる。(図表4-8参照)

【図表4-8 都市公園法①】

類型	有効活用推進の観点	法令	条文内容	関連条文
施設整備	スポーツ施設の建設	都市公園法	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。</p> <p>一 園路及び広場</p> <p>二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの</p> <p>三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの</p> <p>四 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの</p> <p>五 <u>野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの</u></p> <p>六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの</p> <p>七 売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの</p> <p>八 門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの</p> <p>(後略)</p>	都市公園法施行令 §5 公園施設の種類

スポーツ施設の有効活用の手段の一つとして、プロスポーツチームによるフランチャイズスタジアムや飲食店等の設置・管理がある。都市公園法は、この点で制約になっていると捉えられることがある。しかし、条文を確認すると、都市公園法第5条の設置管理許可により、公園管理者以外の者が公園施設の設置・管理を行うことは認められており、公園管理者（地方公共団体等）の判断に委ねられている（図表4-9参照）。また、禁止行為については法律上の定めはなく、これも地方公共団体の条例によって定められている。

【図表4-9 都市公園法②】

類型	有効活用推進の観点	法令	条文内容	関連条文
施設整備／事業運営	プロスポーツチーム等による施設の設置・管理	都市公園法	<p>(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)</p> <p>第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。</p> <p>一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの</p> <p>二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの</p> <p>3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。</p>	都市公園法 §6 占用の許可 §8 許可の条件 §10 現状回復

また、都市公園法施行令では、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計について、当該都市公園の敷地面積の50%を超えてはならない旨、規定されている（図表4-10参照）。この点で、スポーツ施設の新規設置や拡充に制約が生じていると捉えられることがある。しかしながら、通常、都市公園内には運動施設以外に園路や駐車場等が整備されている。そのため、図面上で敷地いっぱい運動施設が設けられているような印象を受ける都市公園であっても、一般的に50%以内に納まり、現実的には大きな支障はないと想定される。

【図表4-10 都市公園法③】

類型	有効活用推進の観点	法令	条文内容	関連条文
施設整備	施設の新規設置、拡充	都市公園法施行令	<p>(公園施設に関する制限等)</p> <p>一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十をこえてはならない。</p> <p>(後略)</p>	都市公園法 §4 公園施設の設置基準

都市公園に設けられる運動施設として、野球場とサッカー場に関しては、それぞれ「専らプロ野球チームの用に供されるものを除く」、「専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く」と規定されている（図表4-11参照）。本規定がプロスポーツによるスポーツ施設の有効活用に対する規制になっていると捉えられることがあるが、スポーツ観戦は都市公園の利用方法の1つとして認められており⁵、フランチャイズのスタジアム等は都市公園内に既に数多く設置されている。そのため、この規定によって具体的に制限される可能性のある施設は、プロ野球チーム、プロサッカーチームが専用で使用する練習場等が該当すると想定される。

スポーツビジネスの機運を醸成し、プロスポーツが有する公共的な価値を広げていく中であってもなお、プロスポーツチームが専用で使用する練習場等が都市公園内に設置されるべきかどうかについては、慎重な議論が必要である。

例えば、専用で練習場等を置くチームが、練習場等以外の公園の管理費や施設の改修費を支払う等、プロスポーツチームが公園の一部を専有した方が公園全体にとってメリットが大きいにも関わらず、それを阻害しているというような場合が存在するのであれば、規制として捉える余地があるものとする。しかしながら、企業・団体が公共の土地を排他的に専有することに対する社会的な合意を得るための方法があるかという議論が必要である。

また、公園施設としての運動施設は「公園利用者に対して直接公園本来のサービスを提供する施設⁶」と位置付けられているが、練習公開によって提供されるサービスと、その土地が広場として誰でも使えることによるサービスのいずれが公園利用者に対してより高いサービスを提供しているかという視点での議論も必要と考える。すなわち、プロスポーツチームが専有する練習場等があることで、公園利用者には如何なるサービスが提供されているといえるかという観点である。

【図表4-11 都市公園法④】

類型	有効活用推進の観点	法令	条文内容	関連条文
施設整備／事業運営	プロスポーツチームによる利用	都市公園法施行令	<p>(公園施設の種類) 第五条 (中略)</p> <p>4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。 一 野球場（専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。）、陸上競技場、サッカー場（専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。）、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物</p> <p>(後略)</p>	都市公園法 §2 定義

⁵ 国土交通省都市局公園緑地・景観課 監修 都市公園法研究会 編著（2014）『都市公園法解説 改定新版』日本公園緑地協会 による解説に記載

⁶ 同上